

変わります。 あなたの住民税



国から地方へ税源移譲

地方公共団体が自主的に財源を確保し、住民により身近で効率的なサービスを提供できるよう、国の所得税から地方の住民税(市・県民税)へ3兆円の税源移譲が行われます。これに伴い平成19年度から住民税は増えますが、所得税の最低税率の引き下げなどにより原則個人の税負担は変わりません。

住民税の税率が10%に統一

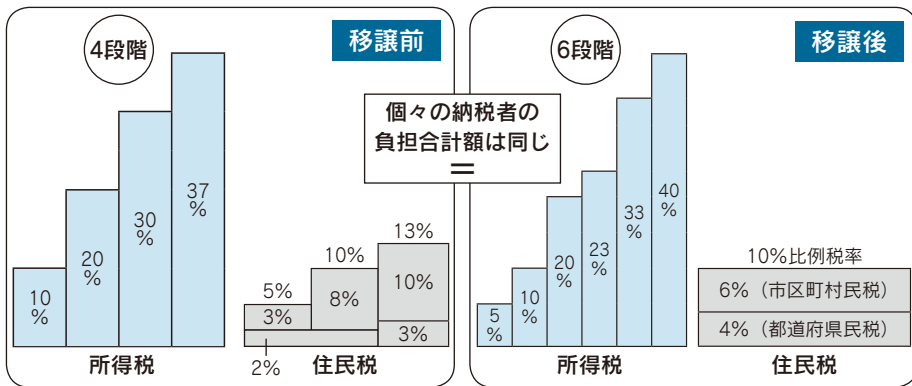
住民税の税率が10%(県民税4%、市民税6%)に統一され、所得税の税率構造が改正されます(別表①参照)。

課税所得が200万円以下の人は住民税が約2倍に(所得税は半額になります)

税率が10%に統一されることから平成19年度の課税所得金額が18年度と同じ200万円以下であっても、19年度は約2倍の住民税額となります。一方で、19年分の所得税は約半額になります。

※課税所得とは、総所得金額(通

別表①



住民税と所得税の合計負担額は変わりません
税源移譲に伴う住民税と所得税

常の総収入から一定の額(所得控除)を控除したものです。

別表②

モデルケース

●独身者の場合(年額)

給与収入	税源移譲前(単位:円)			税源移譲後(単位:円)			負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	124,000	64,500	188,500	62,000	126,500	188,500	0円
500万円	258,000	163,000	421,000	160,500	260,500	421,000	0円
700万円	474,000	307,000	781,000	376,500	404,500	781,000	0円
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000	868,500	650,500	1,519,000	0円

●夫婦+子ども2人の場合(年額)

給与収入	税源移譲前(単位:円)			税源移譲後(単位:円)			負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	0	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0円
500万円	119,000	76,000	195,000	59,500	135,500	195,000	0円
700万円	263,000	196,000	459,000	165,500	293,500	459,000	0円
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000	590,500	539,500	1,130,000	0円

※子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

の税率の改正は、皆さんに税負担の増加を求めるものではありません。

一方、所得税の最低税率を引き下

げるほか、所要の調整を行いますので、税源移譲の前後で住民税と所得税の合計額は、極力変わらな

いようになっています(別表②参照)。

住民税減額措置のための調整控除の創設

〔基礎控除・配偶者控除などの人的控除の差額を調整〕

住民税と所得税では、基礎控除や配偶者控除などの人的控除額に差があります。従って、同じ収入金額でも住民税の課税所得は所得税よりも多くなり、住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは税負担が増えてしまうこととなります。

そこで、個々の納税者の税負担が変わらないように、住民税において人的控除の差による負担増を減額調整するための調整控除が創設されました(別表③参照)。



別表③

調整控除(平成19年度分住民税から適用)

所得税より住民税の方が、基礎控除や扶養控除などの人的控除額が低く定められていることから、同じ所得金額でも、課税所得金額は住民税の方が所得税よりも大きくなります。

したがって、住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、単純に所得税の税率を10%から5%に引き下げただけでは、税負担が増えてしまうこととなります。

このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、住民税の所得割額から一定の額を控除する調整控除が設けられます。



住民税の課税所得金額が200万円以下の場合	次の1、2のいずれか少ない額の5%を控除 1、人的控除額の差の合計額 2、住民税の課税所得金額
住民税の課税所得金額が200万円超の場合	{人的控除額の差の合計額 - (住民税の課税所得金額 - 200万円)}の5%を控除 ※この金額が2,500円未満の場合は2,500円を控除

※課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額をいいます。

税源移譲以外の主な変更点

定率減税および高齢者非課税措置の廃止により、多くの人の税額は増額となります。

定率減税の廃止

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されました。

平成18年度では所得税の10%相当額(12・5万円を限度)が減額されていましたが、平成19年1月分から廃止となりました。

住民税では税額の7・5%相当額(2万円を限度)が減額されていましたが、平成19年6月分から廃止となりました(別表④参照)。

高齢者非課税措置の廃止

昭和15年1月2日以前に生まれ、前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する非課税措置が廃止されました。

経過措置として、平成18年度は3分の2を減額されていましたが、平成19年度は3分の1の減額になり、平成20年度以降は全額負担になりました(別表⑤参照)。

別表④

定率減税の廃止

所得税	所得税額の10%相当額を控除(上限12.5万円)	平成19年1月分から廃止
個人住民税	個人住民税所得割額の7.5%相当額を控除(上限2万円)	平成19年6月分から廃止

別表⑤

高齢者非課税措置の廃止の経過措置

		平成18年度分	平成19年度分	平成20年度分
個人住民税	均等割	県民税 300円 市民税 1,000円	600円 2,000円	1,000円 3,000円
	所得割	税額の3分の2を減額(税額の3分の1を課税)	税額の3分の1を減額(税額の3分の2を課税)	減額なし(税額の全額を課税)

平成20年度からの変更点

税源移譲による税負担の変動が生じないよう住宅ローン控除の減額措置が、また、地震保険料控除がそれぞれ平成20年度分以後の住民税に適用されます。

住宅ローン減税

住宅ローン控除は、所得税だけの制度でしたが、所得税率の改正により所得税額が減少する結果、

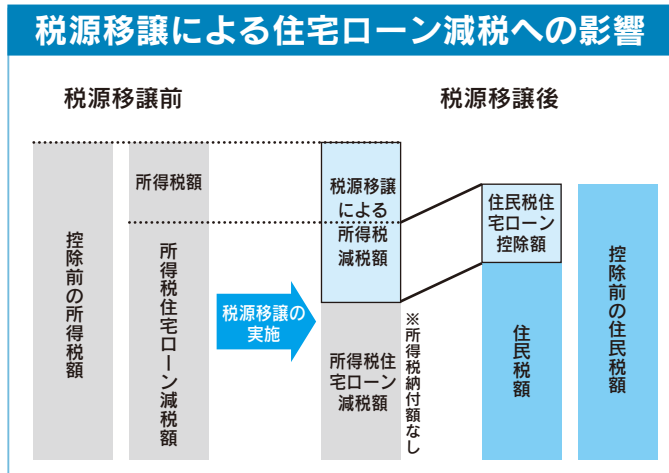
控除額が所得税から控除しきれなくなったり、税制改正前より控除しきれない額が大きくなったりするということの影響が生じます。

このため、すでに適用されている人には税負担の変動が生じない

よう、改正前の所得税額において控除できた額と同等の負担減とする住民税の減額措置を実施します(別表⑥参照)。

平成11年から18年までの入居者について、今回の改正による影響額を翌年度の住民税所得割から控除します(平成20年度から28年度までの適用となります。申請書の提出方法などくわしくは、決定次第お知らせします)。

別表⑥



別表⑦

控除対象額	限度額	適用時期
払込保険料の1/2	最高2万5千円	平成20年度分以後の個人住民税について適用

地震保険料控除の創設

既存の損害保険料控除を見直し、地震保険料控除が創設されました。地震などの損害で生じた損失の額を補てんする保険契約などで保険料の2分の1(2万5千円を限度)を総所得金額などから控除するものです。(別表⑦参照)なお、既存の短期損害保険料控除は原則廃止されます。

ただし、平成18年12月31日までに契約した長期損害保険については、従前どおり損害保険料控除を適用できます(最大1万円)。ただし、地震保険料控除と併用する場合は合わせて最大2万5千円)。

e-Tax

申告も納税もパソコンで

●国税庁ホームページ 確定申告書等作成コーナー

所得税の確定申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。また、作成した申告書をプリントアウトしてそのまま提出することができます。

●e-Tax

e-Tax(イータックス)をご利用いただくと、国税庁ホームページで作成した申告書データに電子署名をして、そのまま送信することができます。

1. 自宅やオフィスからインターネットを利用して申告ができます

所得税、法人税、消費税、酒税および印紙税の申告ができます。また、「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータを引き継いで利用することもできます。

2. ATMやインターネットバンキングなどを利用して納税ができます

金融機関の窓口と並ばずにすべての税目の納税ができ、回数の多い手続きには大変便利です(特に源泉所得税の毎月納付分など)。

3. 申請・届け出ができます

青色申告の承認申請、納税地の異動届、電子納税証明書の交付請求、法定調書の提出ができます。

利用するには所定の手続きが必要ですので、国税庁のホームページの「e-Tax」をご覧ください。

※くわしくは国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>)または成田税務署(☎28-5151)へ。

※税制改正についてくわしくは税務課(☎20-1513)へ。